

株式会社ノーリツ

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：株式会社ノーリツ
- (2) 所属部会：関西電気機器部会第2分科会
業 種：温水空調分野を中心とした住宅
設備機器の製造、販売、サービス事業
- (3) 資 本 金：20,167百万円
従業員数：連結8,815名 単体2,796名
(2017年12月31日現在)

- (4) 営業品目：

<温水空調分野>

給湯機器、温水暖房機器、ガスファンヒーター、
燃料電池用貯湯タンク、太陽熱温水器、産業用
太陽光発電システム

<住設システム分野>

システムバス、システムキッチン、洗面化粧台

<厨房分野>

ガスビルトインコンロ、ガステーブルコンロ

<その他分野>

アフターサービス、施工

- (5) 企業理念：

「お風呂は人を幸せにする」という創業の原点はそのままに2017年に理念体系を一新し、グループのミッションとして「新しい幸せを、わかすこと。」を制定しました。この「新しい幸せ」とは、人と地球の笑顔を、「わかす」とは、お客さまや従業員の気持ちをわかすことを意味しています。

- (7) CIマーク：

新しい幸せを、わかすこと。

 **NORITZ**

2. 知的財産部門の概要

- (1) 組織上の位置及び名称

知的財産センターは研究開発本部に属し、研究開発の拠点である兵庫県明石市の本社開発センター内に事務所を置き、ノーリツグループ全体の知的財産活動を推進しています。

- (2) 構成及び人員

第1グループ6名、第2グループ5名の計11名で構成されており、研究開発部門毎に業務を分担しています。発明発掘、出願・権利化、他者権利調査、渉外・契約、啓発活動等、知的財産活動全般に対応しています。また知財管理、予算管理は第1グループ、商標対応は第2グループが担当しています。

- (3) 沿革

創業時の「冷めないタイル風呂」は実用新案権を保有していたこともあり、創業後間もなく1956年に技術研究所が設立されるとほぼ同時に技術研究所内に特許課が発足しました。その後、1998年に知的財産センターに改称され、現在に至っています。



本社開発センター（兵庫県明石市）

3. わが社の知的財産活動

(1) 基本方針

自社の研究開発の成果を適正に知的財産権として保護することと、他者の知的財産権を尊重し侵害の防止に努めることを知的財産活動の基本としています。

(2) 出願・権利化活動

グループ会社を含む各研究開発部門と年初にミーティングを行い、当該年度の目標出願件数、重点出願テーマ等話し合い、その内容に基づいて日々の発明発掘、出願・権利化活動を実践しています。また部門を横断する研究開発テーマに関しては別途ミーティング等を行い、場合によっては研究開発本部の会議で報告することで情報の共有化を図っています。

事業分野によっては特許だけでなく意匠も積極的に出願し、知財ミックスの観点を取り入れています。また事業のグローバル化に合わせて外国での出願にも注力しています。

(3) 侵害調査

研究開発の各段階においてPATチェックというステップを設け、他者権利調査を行い、その対応を決定しています。またこのPATチェックのステップは研究開発の各段階における出願活動としても機能し、侵害調査と並行して出願群形成にも寄与しております。

(4) 権利の維持管理

取得した権利は、グループ会社を含む各研究開発部門と協議し、自社事業への寄与度、他社への影響度等を評価したうえで、維持管理を行っています。また煩雑な知財管理業務の効率化と、権利の見える化の向上をめざし、社内サーバでの管理からクラウドサービスでの管理への移行を進めています。

(5) 権利の活用

自社事業を実施するうえでの活用だけではなく、競合他社品等を調査し、自社権利の侵害が

ないかという視点でも活用を図っています。

(6) 啓発活動

研究開発者に対しては配属時研修と、配属年度に応じた階層別の知的財産研修を設定しています。

また社外の講師を招いた知的財産講演会を年1回全社行事として行っています。これ以外に社内の知的財産活動事例、自社他社の出願事例等を紹介するミーティングを各研究開発部門に行っています。

これらの啓発活動を通じて、ノーリツグループの知財マインドの向上を図っています。

(7) 社外知財交流

知的財産活動を行うにあたり、社外とのネットワークは重要であるとの認識のもと、JIPAの活動には可能な範囲で前向きに参画しております。またそのネットワークを活かし、兵庫県内の会員企業を中心とした独自の交流活動を行っております。さらに2017年からは兵庫県発明協会の会長会社として、兵庫県発明協会の運営にも関与しております。

4. 今後の計画、思い

事業のグローバル化にともなう外国対応業務が大きな課題です。言語、法制度、文化の異なる国に適應するため、国内の固定観念を排除して対応していく必要があると考えており、社内のグローバル人材登録制度や、社外の研修制度等の活用を図っています。

また現在は事業戦略にしたがった知的財産活動をいかに戦略的に実行するかが課題ですが、将来的には事業提案や経営提言のできるIPランドスケープを实践する組織への変革をめざし精進していきたい所存です。そのためには企業人としての知財人材の育成が最重要課題と考えております。

(原稿受領日 2018年2月15日)